

学校の部活動運営方針

秋田県立秋田西高等学校

1 基本方針

本校の部活動は、教育目標「学校生活を通じて人格の完成と真理の探究を目指し、社会の変化に対応できる有為な人材を育成する」を基に、生徒一人一人が運動・文化面における能力を主体的に向上させることができるよう、次に示す各項に基づき、合理的かつ効率的・効果的に行われるものとする。

(1) 活動時間について

- ① 平日は、長くとも2時間30分程度とする。
- ② 土曜・日曜（以下「週末」）及び祝日は、長くとも3時間30分程度とする。
- ③ 冬期間（降雪期）は、平日における活動時間の短縮を心掛ける。

(2) 休養日・休止日について

- ① 平日は、週当たり1日以上休養日を設ける。
- ② 週末は、月当たり2日以上休養日を設ける。
- ③ 定期考査1週間前から終了前日までは、原則、休止日とする。
- ④ 学校閉庁日は、休止日とする。

2 留意事項

- (1) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- (2) 夏季及び冬季休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 週末における練習試合等の活動時間については、この限りではないが、生徒や保護者の過度な負担とならないよう配慮する。
- (4) その他特別な事情がある大会参加等に関しては、生徒の健康管理等に配慮した上で、校長が判断し許可するものとする。

3 その他（校内確認事項）

- (1) 本方針は本校に設置する全ての運動部・文化部・同好会に適用するものとし、各部活動等の顧問は、本方針に基づいた年間及び月間活動計画を作成するものとする。
計画に当たり下記の事項を踏まえて作成すること。
 - ・学校教育目標を基に計画する。
 - ・生徒の発育や発達の段階、運動能力、競技経験等を考慮する。
 - ・参加する大会等の時期を考慮し、基礎練習期、試合想定練習期、大会期、休養期の設定等、活動と休養の適切なバランスに配慮する。
 - ・学校行事に配慮する。
 - ・安全面を考慮し、最終下校時刻を設定する。
- (2) 基本方針（2）について、生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、学習時間の確保等を目的とするものであることから、完全休養日とし、自主練習等についても原則として行わないこと。
- (3) 基本方針（2）の②について、2日以上休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替えること。
- (4) 留意事項（2）について、生徒が十分な休養を取れるようにするとともに、主体的に多様な活動ができるように配慮すること。
- (5) 留意事項（3）について、終日の練習試合、毎週末の実施等にならないよう配慮すること。併せて顧問は年間及び月間活動計画等を生徒や保護者に提示し、見通しのある部活動を展開するように努めること。
- (6) 留意事項（4）について、原則として顧問は、事前に保護者及び生徒の了解を得た上で、年間及び月間活動計画を作成すること。